

令和4年度 第2回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和4年12月22日（木）18時30分～20時15分

2 開催場所

広島市役所14階 第6会議室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会	会長（広島市立幟町小学校長）	
広島市公立中学校長会	会長（広島市立幟町中学校長）	
広島市立高等学校長会 ◎	会長（広島市立広島工業高等学校長）	
広島市児童相談所	相談担当課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	欠席
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	副会長	
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども・家庭支援委員会委員長	
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 令和3年度不登校・暴力行為・いじめの状況について【資料2】
- (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて
- (3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

5 傍聴人の人数

0人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～3
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

(1) 令和3年度不登校・暴力行為・いじめの状況について【資料2】

教委が、資料2を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒間の関わりの減少によって、いじめの認知件数がピーク時であった平成31年度より減少しているとのことだったが、暴力行為の発生件数は約400件増加している。何か分析しているか。
- いじめの態様についても、暴力を伴うものの割合が増加している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒間のコミュニケーションによるいじめより、直接の暴力的ないじめが増えているということなのか。
- いじめの認知件数全体における暴力を伴ういじめの割合が増加しているということである。

- いじめの認知件数について、中学校に比べて、高等学校の件数が少ない。理由があるのか。
- 市立の高等学校等は8校しかないため、件数は少なくなる。

- 対教師暴力の件数が、小学校、中学校及び高等学校のいずれにおいても、令和2年度と比べて増えているが、どのようなケースで対教師暴力が起こるのか。典型的な事例があるか。
- 中学校や高等学校では、生徒に指導した際に、暴力を振るわれるケースをよく聞く。小学校では、児童同士のトラブルが起こった際、教師が体を入れて止めようとしたところ、児童が暴れ、結果的に教師に暴力を振るってしまうケースをよく聞く。
- 中学校の場合、指導に際して暴力を振るわれることが多いが、生徒が怒っているときに正面から指導するとそのような結果になるため、教師も生徒がクールダウンしてから話すように気を付けなければならない。新型コロナウイルス感染症の影響により、グループ活動などが減ったことで、人間関係が希薄になり、孤立感を感じて不登校になっている生徒もいるように思う。早くグループ活動などを行うことができる状況になってほしい。

- 不登校への対応について、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）への相談件数が多いとされている。
一方で、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）も学校の支援を行っていると思うが、本市におけるSSWの導入状況を教えてほしい。
- 中学校区をベースに市内で19人配置できるようにしており、その中学校区内にある小学校についても対応するようにしている。学校からの要請に応じて、派遣し、対応している。
- SSWへ相談しているケースについては、相談件数に含まれていないのか。
- SSWは、関係機関へつなぐなど家庭への支援が主な業務であることから、児童生徒自身が悩みなどを相談したいときは、SCにお願いしている。
- SCがいじめ発見のきっかけになっている件数は少ないようだが、理由があるのか。
- SCは、児童生徒がいじめを受けていることが発覚した後、精神的に辛い思いをしている

ときに相談を受けるケースが多い。児童生徒が、SCに初めていじめを吐露するということは少ない。

(2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて

教委が、来年度の「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの検討状況について説明し、特に質疑はなかった。

(3) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

教委が、資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- いじめの対応及び解決には、事実関係の調査が重要である。誤った事実に基づく指導をしてはいけな。よって、AとBの双方に事実関係を確認するようにという校長の指示は的確である。
- Cに力を借りて、Aの現在の状況やこれまでのA・Bの関係などを確認すべきではないか。また、Bは学校側と話を続けようとしてくれている。Bの力になりたいという思いを伝えた上で、Aとのやりとりの内容を見せてもらったらよいのではないか。
- 最初にAの母親から電話があった際、「Aの今の思いを聞きたいから、養護教諭やSCと一緒に自宅へ行くので、直接Aから話を聞かせてほしい」とお願いすることもできたのではないか。AとBのどちらから先に話を聞くか、という順番も検討すべきだ。
- いじめ防止対策推進審議会においても、専門家であるSCに同席してもらって話を聞くことで、被害を受けた児童生徒やその親の気持ちを、SCに上手く解釈してもらうことができるのではないかという意見が出たことがある。SCと一緒に話を聞くことは、効果的だと思う。
- 電話のみの対応ではなく、家庭訪問をすることにより、Aの状況などを詳しく確認することができたのではないか。
- Bが登校できなくなった場合、更に調査が難しくなる。学校の対応次第では、Bが学校に行くことができなくなる可能性もある。Bの母が、「学校はAの味方なのか」と言っている場面があるが、事実関係をしっかり確認した上で指導をしなければ、さらに話が複雑になる。
- 事実の確認が終わっていないにもかかわらず、担任が、Bの母親に対し、Aの母親がBからの謝罪を求めていることを伝えてしまっている。心を開く余地があったBを防衛的にしてしまった可能性があるのではないか。
- 事実関係の確認をする際、親と生徒が同席している状態で話を聞いた方がよい場面もあると思うが、生徒が親を気にしながら話をすることもあるため、生徒だけの状態で話を聞いた方がよいこともあるのではないか。
- いじめだけが不登校の原因ではなく、他にも要因がある可能性もある。他の要因の有無も考えながら対応する必要がある。
- 今後、児童生徒だけでなく、保護者や地域に向けた「いじめ」に係る啓発も必要だと考えている。

協議会から保護者や地域向けの啓発資料を作成できたらよいと考えているので、次回以降に御意見をいただきたい。